

【転入】町田市へお引越しされた方へ…

住所変更の手続きの他に、主に以下の手続きがあります。

マイナンバーカード または 住民基本台帳カードを お持ちの方	継続利用の手続き、記載内容の変更等があります。カードをご提示ください。 転入手続き時にカードを提示されなかった方は、転入届出日から９０日以内の 手続きが必要です。 なおマイナンバーカードについては前住所地で発行された署名用電子証明書は失効して います。 ※マイナンバーカードと住民基本台帳カードは異動日から１４日以内かつ 転出予定日から３０日以内に転入手続きをしなければ廃止となります。
在留カードをお持ちの方	記載内容が変更となります。在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書を お持ちの方	記載内容が変更となります。特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録を 希望される方	印鑑登録は、各市区町村ごとでの登録となります。 登録を希望される方は、新たに登録をしてください。
旧氏を住民票に 記載していた方	前住所地にて旧氏を住民票に記載していた方は、引き続き記載されますので 手続きは必要ありません。
本籍を町田市に 変更される方	本籍の異動を希望される方は、住民票の異動手続きとは別に戸籍の届出が必要と なります。
国民健康保険に 加入される方	前住所地にて国民健康保険に加入されていた方で、町田市でも引き続き加入され る方は、資格確認書または資格情報のお知らせを発行いたします。
国民年金に加入されている方 年金を受給されている方	原則として年金の住所変更の手続きは不要です。ただし、受給中の方で個人番号 と基礎年金番号が紐づいていない方などは手続きが必要な場合があります。
海外から転入された方で 厚生年金に加入していない方	２０歳以上６０歳未満の方は、国民年金に加入する手続きが必要です。 保険料の支払いが困難な場合は、免除の制度もありますのでご相談ください。
児童手当を 申請される方	高校生相当年齢までのお子さんを養育している方が対象です。 （お子様と別居の方も含まれます。）⇒２階 ２０２窓口 子ども総務課
子どもの医療費助成制度 を申請される方	乳幼児（未就学児）・義務教育就学児（小・中学生）・高校生等（高校生相当年 齢）が対象の医療費助成制度です。⇒２階 ２０２窓口 子ども総務課 ※高校生等の医療費助成は申請者の所得制限があります。
ひとり親家庭の方	ひとり親家庭等を対象とした助成制度があります。 ⇒２階 ２０２窓口 子ども総務課
公立小中学校へ 転校される方	在学証明書と教科書給与証明書をご提示ください。 転入学のお知らせを発行いたします。新しい学校にご提出ください。 （その他ご相談等は１０階 １００２窓口 学務課）
就学援助・奨励費を 申請される方	小・中学校でかかる費用を援助する制度です。 ＜提出書類等＞認定申請書、所得証明書 ⇒１０階 １００２窓口 学務課
学校教材等について	学校教材等の申込手続きが必要です。新しい学校で渡される書類にそってお手続 きください。（１０階 １００１窓口 教育総務課）
障害者手帳・福祉手当 難病等医療費助成	個々の状況により手続きが異なりますので、お問い合わせください。 ⇒１階 １１４窓口 身体・知的の障害者手帳や福祉手当、難病等 精神障害者手帳や自立支援医療（精神通院）等
その他の医療費助成	大気汚染医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療・養育医療 ⇒７階 ７０４窓口 保健予防課
予防接種 母子健康手帳	子どもの予防接種は、転入の翌月中旬に個別に通知いたします。予診票は、医療 機関に設置してある町田市のものを使用していただきます。 母子健康手帳は、前住所地のものをそのままお使いいただけます。乳幼児健診や 予防接種などの時に必要になりますので、母子健康手帳をお持ちでない場合は、 必ず交付を受けてください。 妊婦の方には、面接の実施と妊婦健康診査受診票の交換等をいたします。 ⇒７階 ７０４窓口 保健予防課

後期高齢者医療	75歳以上の方が対象です。資格確認書及びその他各種医療証は、新住所地に特定記録郵便で届きます。手続きの必要はありません。
介護保険	前住所地で介護認定を受けていた方は、転入日から14日以内に手続きをしてください。前住所地で発行された介護保険受給資格証明書をお持ちの方は手続きの際に提出してください。前住所地で「事業対象者」としてサービスを受けていた方は、お問い合わせください。⇒1階 112窓口 高齢者相談窓口
シルバーパス	満70歳以上の方が対象です。費用と必要書類を持参の上ご購入ください。 ⇒7階 703窓口 いきいき総務課窓口(※ご案内のみ) ★市内の購入窓口は次の3か所です(取扱い：神奈川中央交通) 町田駅前サービスセンター・・・(042-728-4081) 町田ターミナルサービスセンター・・・(042-722-2921) 町田営業所・・・(042-735-5970)
125cc以下のバイクの登録	前住所地で廃車手続きをしておらず、町田市で引き続き使用する場合は、標識交付証明書、前住所地のナンバープレート、届出者の本人確認書類をお持ちください。なお、廃車手続きがお済みの方は、廃車申告受付書、届出者の本人確認書類をお持ちください。 ⇒2階206窓口 市民税課、忠生市民センター、鶴川市民センター
犬の登録	前住所地の犬鑑札を町田市のものとの交換します。 未登録の方は、町田市で新規の登録をしてください。 ⇒7階 705窓口 保健総務課、 町田市保健所中町庁舎 生活衛生課、各市民センター

市役所での手続きの他に、以下の手続きがございます。
参考までに、一般的なものをご紹介します。

電 気	ご契約の電力会社にお問い合わせください。
ガ ス	*都市ガス⇒ご契約のガス会社にお問い合わせください。 *プロパンガス⇒不動産会社にお問い合わせください。
水 道	使用開始の手続きをしてください。 ⇒水道局お客さまセンター(0570-091-100)
電 話	電話の移設手続きをしてください。⇒NTT東日本(116(局番なし))
郵 便	郵便局へ届け出ると旧住所宛の郵便物が1年間新しい住所へ転送されます。 詳しくは、郵便局にお問い合わせください。
運転免許証	運転免許証の住所変更が必要になります。免許証の住所変更は、東京都内にある警察署に申請してください。 参考に、町田市近辺の警察署をご案内します。 【町田警察署】 042-722-0110 【南大沢警察署】 042-653-0110
その他	銀行の口座・携帯電話・クレジットカードなども住所変更が必要です。 各窓口にお問い合わせください。
<お問合せ先> 町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時) TEL 042-722-3111 FAX 042-724-5600 mail 5656@machida.call-center.jp	

【2025.08】